

市税優遇制度のご案内

（都市拠点における投資）

堺市では、都市拠点（都心地域・中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域）等に投資を誘導することにより、雇用機会・事業機会の拡大等を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした「堺市イノベーション投資促進条例」に基づく市税優遇制度を実施しています。

事務所及び研究所の新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合に市税が軽減されますので、これから投資を検討される方や投資計画をお持ちの方は、まずご相談ください。

対象となる事業

次の特定事業所等（下記の家屋及びこれらの付帯施設）の新設、拡張又は移転

- 事務所、研究所（業種制限なし）

対象区域

- 都心地域
- 中百舌鳥地域
- 泉ヶ丘地域

優遇内容

<軽減税目> ●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）

※投資の内容により対象となる税目は異なります。

<軽減期間> 最長 5 年間

<軽減率>

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額：10 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） ※投下固定資産額・特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	都心地域における成長産業分野の本社・研究所 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 都心地域において成長産業分野の本社（市外からの移転に限る）又は研究所を整備するもの	
③	中百舌鳥地域における新事業創出企業の投資 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 中百舌鳥地域において、産業支援機関等と連携して先進的な事業を創出しようとする企業の投資	2/3
④	泉ヶ丘地域におけるスマートシティ構想に資する事業に関する投資 投下固定資産額：2 億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上） 泉ヶ丘地域において、スマートシティ構想に資する事業（ICT、環境エネルギー、次世代輸送、防災）を行う企業の投資	

⑤	<p>中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域における特定の成長産業分野に関する投資</p> <p>投下固定資産額：2億円以上</p> <p>(本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上)</p> <p>下記㊦又は㊧のいずれかに該当</p> <p>㊦：中百舌鳥地域においてICT関連の事業を行う企業の投資</p> <p>㊧：泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資</p>	3/4
---	---	-----

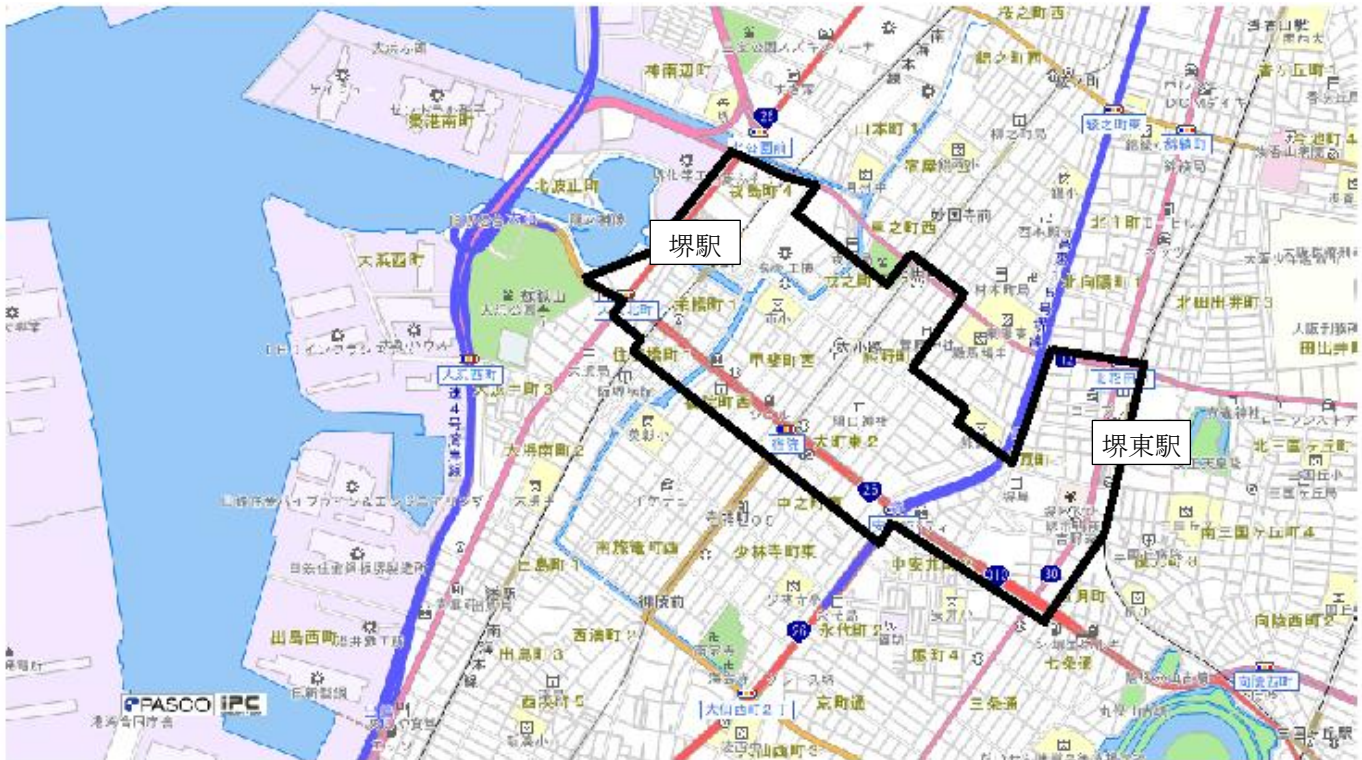
※成長産業分野（詳細はお問い合わせください。）

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

対象区域図

●都心地域における対象区域



申請手続き

申請書は事前相談の際にお渡ししますので、申請をご検討の方は早めにご相談ください。

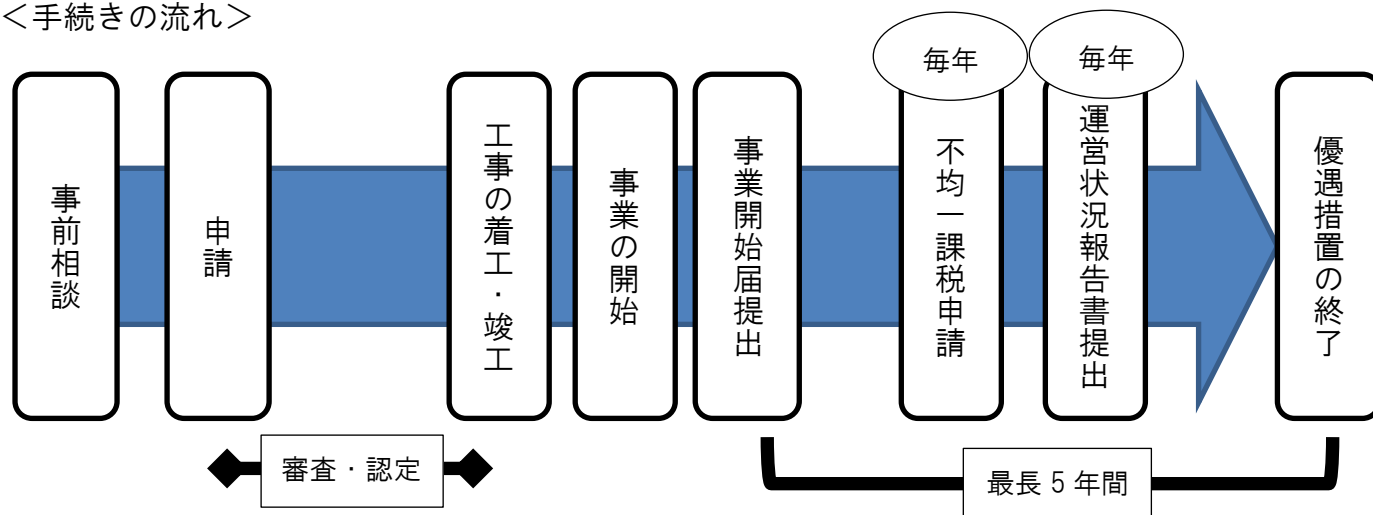
<申請期限>

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	特定事業所等を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで

<申請方法>

下記申請・問合せ先へ申請書をご提出ください。（郵送での提出は不可）

<手続きの流れ>



遵守事項

認定を受けられた企業は、下記を遵守してください。

- 認定事業を堺市内で 10 年以上継続するよう努めること
- 堺市内居住者を雇用するよう努めること
- 地域の企業等及び研究機関との連携に努めること
- 関係法令の遵守、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと

※不均一課税期間が完了するまでの間に事業を廃止等される場合は、認定取消、軽減相当額の納入を求める可能性があります。

条例の期限

令和 12 年 3 月 31 日（期限までに認定を受ける必要があります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

（市役所までの交通経路は堺市ホームページをご覧ください。）

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/access.html>



市税優遇制度 HP

市税優遇制度のご案内

(工業適地における投資)

堺市では、工業に適した土地等に投資を誘導することにより、雇用機会・事業機会の拡大等を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした「堺市イノベーション投資促進条例」に基づく市税優遇制度を実施しています。

工場や研究所等の新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合に市税が軽減されますので、これから投資を検討される方や投資計画をお持ちの方は、まずご相談ください。

対象となる事業

- 企業立地計画に係る下記の家屋（これらの付帯施設を含む）の新設、拡張又は移転
 - 工場、事務所（製造業及び情報通信業の事業の用に供するものに限る）
 - 研究所、高度物流施設（業種制限なし）

※高度物流施設…ICT技術や荷捌き合理化設備、流通加工設備等を導入した高度な物流機能を有する施設
- 脱炭素エネルギー供給拠点（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も可）の新設、拡張又は移転

※脱炭素エネルギー供給拠点…燃料用H₂、NH₃等、脱炭素につながるエネルギー源の供給拠点
- 家屋の整備を伴わない投資であって、下記の分野又は技術に関する償却資産導入による事業所の整備
 - 成長産業分野又は特定重要物資・技術に関する投資
 - 温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入

※上記の詳細については、下記の「定義」を参照

対象区域（都市計画法に規定する下記の区域）

- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域

優遇内容

<軽減税目> ●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）

※投資の内容により、対象となる税目は異なります。

<軽減期間> 最長5年間

<軽減率>

○家屋の整備（新築・建替・増築・賃借・購入）を伴う投資

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上 ※投下固定資産額…企業立地計画に係る家屋の新増築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。	1/2
②	成長産業分野、特定重要物資・技術関連の本社・研究所 ①の要件+成長産業や特定重要物資・技術関連の本社（市外からの移転に限る）・研究所の整備	2/3

	脱炭素エネルギー供給拠点	
③	①の要件+脱炭素エネルギー供給拠点の整備（家屋の整備を伴う投資だけでなく、家屋の整備を伴わない投資も対象とします。）	

○家屋の整備を伴わない投資

	要 件	軽減率
④	○成長産業分野や特定重要物資・技術に関する投資 ○温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術の導入 投下固定資産額 ●中小企業 1億円以上 ●大企業 10億円以上	1/3

※定義

○成長産業分野

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

○特定重要物資

経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの

○特定重要技術

経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの

○温室効果ガスの大幅な削減が見込まれる技術

国の「革新的イノベーション戦略」に規定する16の技術課題に係る技術開発

詳細はお問い合わせください。

※市税の軽減は、投資により新たに課税されることとなった資産（床面積）が対象となります。

申請手続き

申請書は事前相談の際にお渡ししますので、申請をご検討の方は早めにご相談ください。

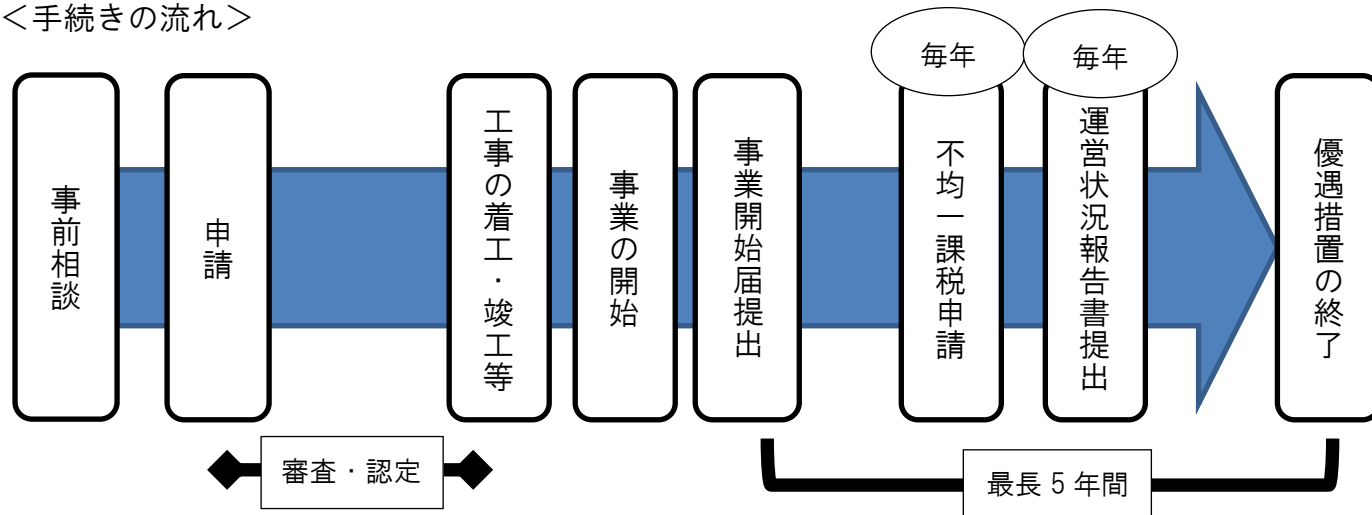
<申請期限>

①	建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日まで
②	建築確認が不要の場合	建築に係る契約の日まで
③	企業立地計画に係る家屋を取得（居抜き）、賃借する場合	取得又は賃借に係る契約の日まで
④	家屋の整備を伴わない投資の場合	償却資産の取得に係る契約又は発注日まで

<申請方法>

下記申請・問合せ先へ申請書をご提出ください。（郵送での提出は不可）

<手続きの流れ>



遵守事項

認定を受けられた企業は、下記を遵守してください。

- 認定事業を堺市内で10年以上継続するよう努めること
- 堺市内居住者を雇用するよう努めること
- 地域の企業等及び研究機関との連携に努めること
- 関係法令の遵守、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと

※不均一課税期間が完了するまでの間に事業を廃止等される場合は、認定取消、軽減相当額の納入を求める可能性があります。

条例の期限

令和12年3月31日（期限までに認定を受ける必要があります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

（市役所までの交通経路は堺市ホームページをご覧ください。）

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/access.html>



市税優遇制度 HP

堺市で本社機能の整備を行う企業の皆様へ

堺市企業成長促進補助金(本社機能)

堺市では、堺市内での本社機能の整備を促進することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で本社機能の整備をご検討の方は、まずはお相談ください。

対象者

堺市内において、本社機能の用に供する建物を取得又は賃借により整備する者で、以下の要件を満たす事業者

- ①当該補助事業が堺市内の近畿圏整備法に基づく既成都市区域(JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く)において行われるものであること。
- ②補助対象経費が45,000,000円以上(中小企業にあつては、10,000,000円以上)であること。
- ③常時雇用者数が5人以上(中小企業にあつては、1人以上)であること。

※雇用増加数は市内在住者のみ算定

補助内容

制度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×5% (中小企業にあつては10%)	1億円
雇用に対する補助※	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

●補助対象経費

【建物】建物(新設、増設又は建替えに限る。)の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置、備品等の取得に係る経費

(土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。)

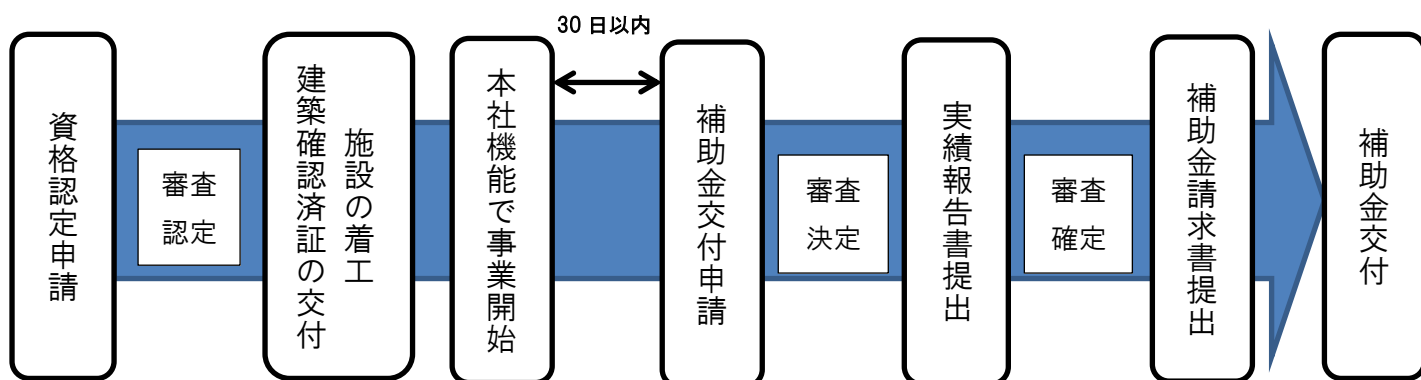
※常時雇用者数が5人未満(中小企業にあつては、2人未満)の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

申請手続き

<資格認定申請の期限>

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

<①手続きの流れ>



(注)補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

補助金制度の期限

令和9年3月31日

(期限までに資格認定を受けた方が対象となります)



補助金 HP

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL sanseisui@city.sakai.lg.jp



地方再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける場合は、国の地方拠点強化税制による減税措置の対象となり、本補助金の対象外となります。詳しくは大阪府 国際ビジネス・スタートアップ支援課（06-6210-9406）へお問い合わせください。

堺市で研究開発機能の整備を行う企業の皆様へ

堺市企業成長促進補助金(研究開発施設)

堺市では、堺市内での研究開発施設の整備を促進することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で研究開発施設の整備をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

堺市内において、研究開発の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する者で、以下の要件を満たす事業者

<中小企業の場合>

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が10,000,000円以上であること。

<大企業の場合>

- ① 製造業を主たる事業として営む企業であること。
- ② 補助対象経費が1,000,000,000円以上であること。
- ③ 当該補助事業が近畿圏整備法に基づく既成都市区域(JR 阪和線以西の区域で石津川左岸線以西の区域を除く)の工業適地(工業専用地域、工業地域、準工業地域)で行われるものであること。
- ④ 当該補助事業が成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに該当するものであること。

※成長産業分野:ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送関連、防災関連

※堺市グリーンイノベーション投資促進補助金の認定を受けた事業は補助対象外とする。

補助内容

<中小企業の場合>

制度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×10%※1	1億円
雇用に対する補助※2	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

<大企業の場合>

制度	補助内容	上限額
投資に対する補助	補助対象経費×5%	1億円
雇用に対する補助※2	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

●補助対象経費

【建物】建物(新設、増設又は建替えに限る。)の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

(土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。)

※1 成長産業分野、特定重要物資又は特定重要技術のいずれかに関する投資の場合は補助率を15%とする。

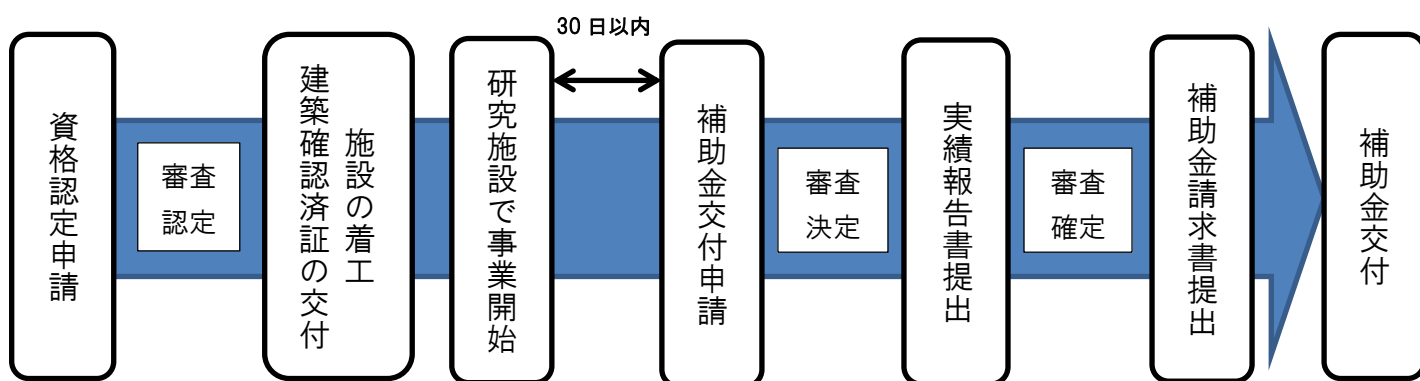
※2 常時雇用者数が5人未満（中小企業にあっては、2人未満）の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

申請手続き

<資格認定申請の期限>

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

<①手続きの流れ>



(注) 補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

<申請必要書類>

- ① 堺市企業成長促進補助金交付資格認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号。法人に限る）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人にあっては、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し（個人にあっては、これに相当する書類）
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物、償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び事業所の配置図
- ⑨ その他市長が必要と認める書類



補助金 HP

補助金制度の期限

令和9年3月31日（期限までに資格認定を受けた方が対象となります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL sanseisui@city.sakai.lg.jp

堺市で成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に

関する事業所の整備を行う企業の皆様へ

堺市企業成長促進補助金

(成長産業、特定重要物資又は特定重要技術)

堺市では、中小製造業者が堺市内で行う成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する工場・研究開発施設の整備を支援することにより、本市における雇用機会と事業機会の拡大並びに産業集積の高度化、ひいては税源涵養や市内在住雇用者の増加を図ることを目的として、「堺市企業成長促進補助金」を実施しています。堺市内で成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する投資をご検討の方は、まずにご相談ください。

対象者

堺市内において、成長産業、特定重要物資又は特定重要技術に関する事業の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備する企業等で、以下の要件を満たす事業者

- ①製造業を主たる事業として営む中小企業であること。
- ②補助対象経費が製造の用に供する工場及び研究開発の用に供する施設で50,000,000円以上、又は研究開発の用に供する施設で10,000,000円以上であること。

※2以上の企業等の共同により行われる場合で、全ての企業等が①に該当し、当該共同事業が②を満たす場合も対象とする。

※堺市グリーンイノベーション投資促進補助金の認定を受けた事業は補助対象外とする。

※上記にかかわらず、成長産業特例（水素ステーションの整備）を適用する企業等で、補助対象経費が50,000,000円以上の場合も対象とする。

※成長産業分野（詳細はお問い合わせください。）

ICT関連、次世代ヘルスケア関連、環境エネルギー関連、次世代輸送機関連、防災関連

※特定重要物資（詳細はお問い合わせください。）

経済安全保障推進法に規定する特定重要物資であって、政令で指定されたもの

※特定重要技術（詳細はお問い合わせください。）

経済安全保障推進法に規定する特定重要技術研究開発指針に基づき、経済安全保障推進会議及びイノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにて支援対象とする重要技術として定められたもの

補助内容

<建物・設備取得等の支援>

制度	補助内容	上限額
生産工場に対する投資	補助対象経費×5%	1億円
研究開発に対する投資	補助対象経費×15%	
雇用に対する補助※	市内在住雇用者増数×20万円×3年	5千万円

※常時雇用者数が2人未満の場合は、当該年度における常時雇用者数に対する補助金は交付しない。

●補助対象経費

【建物】建物（新設、増設又は建替えに限る。）の取得に係る経費

【償却資産】建物付属設備、構築物、機械装置等の取得に係る経費

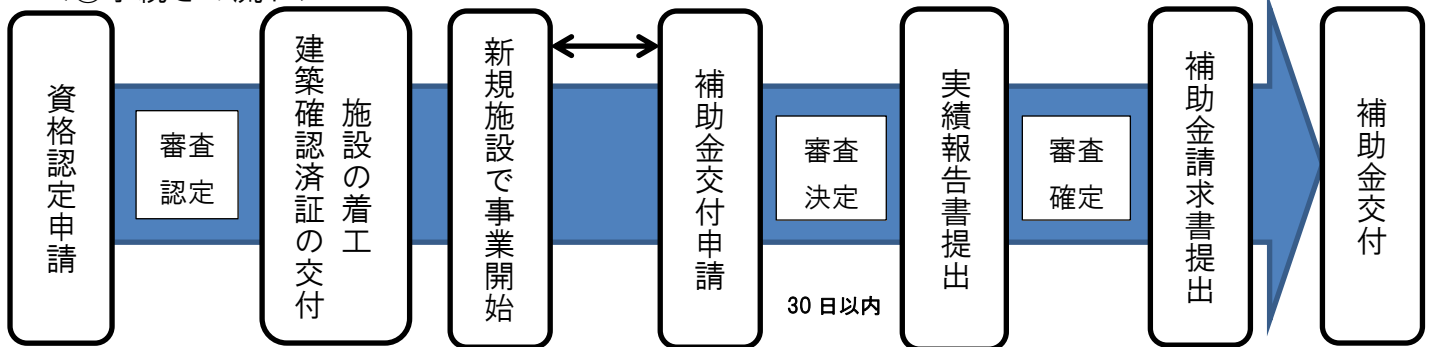
（土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）

申請手続き

<資格認定申請の期限>

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② 成長産業特例に関する投資で償却資産を取得し、機械や装置を建物の外に設置することにより拠点を整備する場合	当該償却資産を取得する契約締結の日又は機械や装置を建物の外に設置する工事の契約締結日の翌日から30日以内
③ それ以外の場合	建物の取得、賃貸の契約締結日の翌日から30日以内

<①手続きの流れ>



(注)補助金交付事業者は、補助事業開始日から本社機能で10年間事業継続する必要があります。

<資格認定申請必要書類>

- ① 堺市企業成長促進補助金交付資格認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号。法人に限る）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人にあつては、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し（個人にあつては、これに相当する書類）
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物、償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び事業所の配置図
- ⑨ その他市長が必要と認める書類



補助金 HP

補助金制度の期限

令和9年3月31日（期限までに資格認定を受けた方が対象となります）

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 ff

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816 MAIL sanseisui@city.sakai.lg.jp



中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定

堺市では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。先端設備等導入計画について本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置などの支援を受けることができます。堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、是非ご活用ください。

認定の対象となる中小企業者

■ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※企業組合、協業組合、事業協同組合等も対象となります。詳しくは堺市 HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」をご確認ください。

認定の主な要件

要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上 ■労働生産性の計算式 $\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}} \quad (\ast 1)$ ※1 労働者数又は労働者数×一人あたりの年間就業時間数
先端設備等の種類	堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ■減価償却資産等の種類 機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、 建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 堺市の導入促進基本計画に適合するものであること。 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること。

(注)先端設備等の取得日より前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

認定を受けた中小企業者への支援

■固定資産税の特例措置

一定の要件を満たす場合、認定計画に基づき取得した先端設備等の固定資産税を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは「先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について」をご覧ください。

(注) 固定資産税の特例措置の対象となるのは、認定計画に基づき令和9年3月31日までに取得した先端設備等になります。

■資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは各信用保証協会にてご確認ください。

認定申請の手続き

■認定申請に必要な書類

<新規認定申請に必要な書類>

以下①～⑤(固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は①～⑦)をご提出ください。また、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨をあわせてご提出ください。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画に係る確認書(認定支援機関確認書)
- ③堺市暴力団排除条例に係る誓約書
- ④先端設備等導入計画に係る担当者連絡先シート
- ⑤返信用封筒
- ⑥先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定支援機関確認書)
- ⑦従業員への賃上げ方針の表明を証する書類
- ⑧リース契約見積書
- ⑨軽減計算書

■認定変更申請に必要な書類

既に提出した計画の変更を行う事業者の方は、以下の⑩⑪及び②⑤をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥、賃上げ方針を変更する場合は⑦(※)、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

- ⑩先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- ⑪旧先端設備等導入計画の表紙部分の写し

(注) 法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※新規申請時に賃上げ方針が位置付けられているものに限り、変更申請時に賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用されます。

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



先端設備 HP

先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について

中小企業経営強化法において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた中小事業者等の設備投資に対する固定資産税（償却資産）に特例が適用されます。

1 固定資産税（償却資産）の特例について

対象者	資本金額もしくは出資金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）
対象資産	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる下記の設備等 【資産の種類（最低取得価格）】 ●機械装置（160万円以上） ●測定工具及び検査工具（30万円以上） ●器具及び備品（30万円以上） ●建物附属設備（※）（60万円以上） ※ 建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る。
その他要件	・商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと ・先端設備等導入計画に記載された資産であること
特例措置	計画認定日から令和9年3月31日までに取得した上記要件を満たす資産について、固定資産税の課税標準を、取得の翌年度分から以下のとおり軽減します。 従業員に対する給与等の総額を以下のとおり増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合 ①3年間・2分の1 ⇒ 従業員に対する給与等の総額を1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合 ②5年間・4分の1 ⇒ 従業員に対する給与等の総額を3.0%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合

2 申請方法について

本特例の適用を受けるには、以下の書類を提出してください。

【産業成長推進課へ提出する書類】（先端設備等導入計画認定申請書類に添付）

- (1)先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- (2)従業員への賃上げ方針の表明を証する書類（従業員への賃上げ方針を表明した場合のみ）

【固定資産税課へ提出する書類】

- (1)課税標準特例該当資産届出書（堺市様式）
 - ・様式は堺市ホームページからダウンロードしてください。
 - ・1月31日までに下記まで償却資産申告書と合わせて郵送もしくは窓口にて提出してください。

◆お問い合わせ先◆

堺市 市税事務所 固定資産税課 償却資産係
堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1（三国ヶ丘庁舎 3 階）
Tel 072-231-9765 FAX 072-251-5633



先端設備等導入支援補助金のご案内

エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けると同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。

堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、ぜひご活用ください。

1 補助対象者

以下の(1)～(5)のすべてに該当する者とする。

- (1) 堺市の区域内に事業所等を有する中小企業者（※1）であること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① みなし大企業に該当する者
 - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
- (3) 堺市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者であること
- (4) 堺市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和9年1月31日までに先端設備等を取得し、同年2月15日までに取得に係る経費の支払いを完了させること
- (5) 補助金の交付の対象となる先端設備等（※2）を取得するために要する費用のうち、補助対象経費の合計額が300万円以上であること

※1 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

※2 対象となる設備は、「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」

(注1) 本補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において1年度につき1回限りです。（※令和2年度・3年度・5年度・6年度・7年度に実施した同名補助金の交付を受けたことがある中小企業者の方も、本補助金の対象となります。）

(注2) 本市の他の補助金の交付決定を受けた対象事業は対象外となります。

(注3) 支払い方法は、銀行振込を原則とします。手形による支払いや分割払による支払いの場合は、令和9年2月15日までに全ての経費の決済を完了していることが必要となります。なお、回し手形や相殺での支払い、リース契約による取得は補助対象外となります。

2 受付開始時期

令和8年4月1日

※予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が対象先端設備等を取得するために要する費用として次に掲げる金額のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額とする。

補助対象経費	他から購入した償却資産	当該償却資産の購入の代価に付帯費（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、試運転費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用をいう。以下同じ。）の額を含めた金額
	自己の製作等に係る償却資産	当該償却資産の製作等のための原材料費、労務費及び経費の額に付帯費の額を含めた金額

(注 4) 次に掲げる金額は補助対象経費から除く。

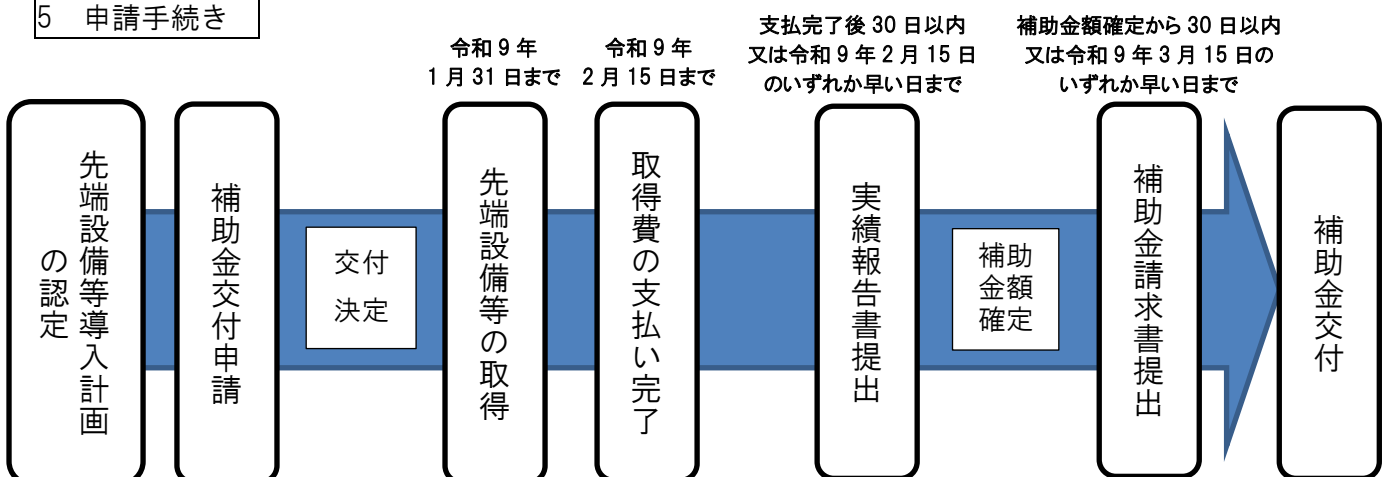
- ① 公租公課
- ② 既存設備等の移設・撤去・廃棄に係る経費
- ③ 保守費用その他当該償却資産取得の翌年度以降に実施又は使用することを目的とする経費
- ④ 補助事業と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関からの補助を受け、又は受ける予定である場合は、その補助額
- ⑤ その他市長が補助対象経費として不適当と認める経費

4 補助率

補助対象経費	企業規模	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用のうち、補助対象経費として計上されるものの合計額	小規模企業者 (※3)	補助対象経費×15%	400万円
	その他中小企業者	補助対象経費×10%	300万円

※3 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者

5 申請手続き



6 申請時必要書類

●補助金交付申請

対象先端設備等を取得するよりも前に、以下の書類を提出し交付決定を受けること。

- ① 堺市先端設備等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号、法人に限る）
- ③ 補助対象事業の内容（様式第3号）
- ④ 補助対象経費に係る見積書その他これに相当する書類の写し
- ⑤ 堺市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
- ⑥ 補助事業と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関からの補助を受け、又は受ける予定である場合は、当該補助事業に係る交付決定通知書又は交付申請の内容が分かる資料その他これに相当する書類の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816
E-mail sanseisui@city.sakai.lg.jp



補助金 HP

堺市グリーンイノベーション投資促進補助金

堺市では、脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術等の企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会・事業機会の拡大や税源涵養等を図り、脱炭素の取組が産業の持続的な成長につながる「環境と経済の好循環」を実現することを目的として、「堺市グリーンイノベーション投資促進補助金」を実施しています。堺市内で脱炭素社会の実現に貢献する革新的な技術等の投資をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

次の全ての要件に該当する者

- ① 下表のいずれかの事業を行い、補助対象経費が 10 億円以上であること。(2 以上の企業の共同により行われる場合は、共同事業者の補助対象経費合計額が 10 億円以上であること。)

事業	内容
研究所整備	水素利用、二酸化炭素固定・再利用、再生可能エネルギー、次世代蓄電池その他脱炭素化に貢献する革新的な技術又は製品で別に定めるものに関する研究所を整備する事業
生産拠点整備	水素利用に関連する製品、次世代蓄電池材料、洋上風力発電に関連する基幹部品その他脱炭素化に貢献する製品で別に定めるものに関する生産拠点を整備する事業
脱炭素エネルギー供給拠点整備	脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業を行う拠点を整備する事業。(原子力発電所及び堺市市税条例附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電(太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電)設備を除く。)
設備導入	生産工程で発生する二酸化炭素の大幅削減又は再利用、工場間のエネルギー融通その他温室効果ガスの大幅削減又は再利用等に関する設備を導入する事業で別に定める温室効果ガス削減効果が見込まれるもの(既存設備等の単なる更新や買替えを除く。) (※年間5,000トン以上のCO ₂ 削減効果が見込めること。)

※対象となる技術、製品及び設備等については、別紙をご参照ください。

- ② 補助対象事業に関して、堺市が行う温室効果ガス削減効果等に関する調査及び情報発信に協力すること。
③ 補助対象事業に関して、堺市企業成長促進補助金の認定を受けていないこと。

補助内容

区分	補助内容	上限額
建物	【建物の新築、増築及び建替えに要する費用】×5%	2億円
償却資産	【償却資産(機械及び装置、建物附属設備並びに構築物に限る。)の取得に要する費用】×2%	1億円

※補助金の額は、表の各区分ごとに算出した金額の合計金額。

※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。

- 補助金の額が5,000万円を超える場合は、1年度当たり5,000万円を上限として、複数の年度に分割して交付します。

申請手続き

≪資格認定申請の期限≫

[(1) 建物の新築、増築又は建替えに伴う工事を行う場合]

① 建築確認申請を行う場合	建築確認済証の交付の日
② それ以外の場合	当該工事に係る契約の締結の日

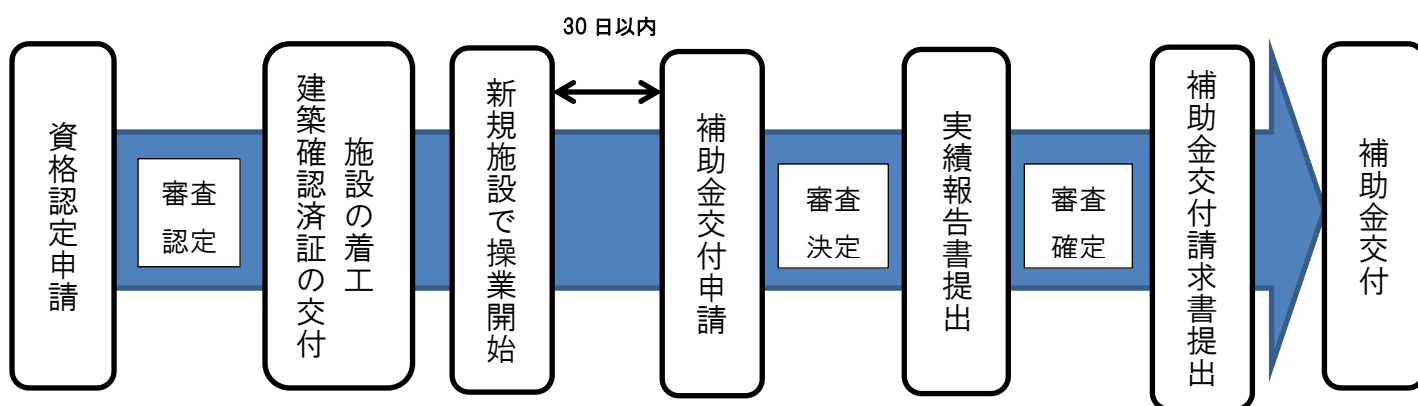
[(2) 建物の購入又は賃借を行う場合]

当該購入又は賃借に係る売買契約又は賃貸借契約の締結の日

[(3) (1)(2)以外の場合]

償却資産の取得に係る契約の締結の日又は発注の日

≪手続きの流れ(例)≫



(注) 補助金を分割して交付する場合は、毎年度「補助金交付請求書」等の提出が必要です。

(注) 補助金交付事業者は、操業開始日から10年間事業を継続する必要があります。

≪資格認定申請必要書類≫

- ① 堺市グリーンイノベーション投資促進補助金交付資格認定申請書(様式第1号)
- ② 役員情報届出書(様式第2号)
- ③ 事業計画書(様式第3号)
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税(本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税)を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物の新築、増築若しくは建替え又は償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び配置図(建物の新築、増築又は建替えを行う場合に限る。)
- ⑨ 共同事業者届出書(様式第4号)(2以上の企業の共同により行われる場合に限る。)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

≪交付申請の期限≫

操業開始日から起算して30日以内

(交付申請の手続きは、資格認定を受けた方に別途ご案内します。)



補助金 HP

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



○本補助金の対象となる「技術、製品及び設備」の例

分野	代表的な技術、製品及び設備（例示）
再生可能エネルギーの主力電源化	設置場所の制約を克服する柔軟・軽量・高効率な太陽光発電システム、厳しい自然環境に適応可能な浮体式洋上風車、全固体電池・空気電池等の次世代蓄電池等に関する技術、製品及び設備
水素サプライチェーンの構築	天然ガス・褐炭の改質等によるCO ₂ フリー水素の製造、圧縮水素・液化水素・有機ヒドライド・アンモニア・水素吸蔵合金等の水素輸送・貯蔵技術、水素発電等に関する技術、製品及び設備
CO ₂ の分離回収	発電所等における燃焼後CO ₂ 回収用の固体吸収材・燃焼前CO ₂ 回収用の分離回収技術、大気中CO ₂ の分離回収技術等に関する技術、製品及び設備
グリーンモビリティの確立	自動車・航空機等の電動化のための高性能蓄電池・モーター・燃料電池、水素を燃料とするモビリティのための燃料電池システム・水素貯蔵システム、カーボンリサイクル技術を用いたバイオ燃料・合成燃料の製造等に関する技術、製品及び設備
再生可能エネルギー由来の電力や水素の活用	水素還元製鉄技術等によるゼロカーボン・スチール、金属等の高効率リサイクル技術、プラスチック等の高度資源循環技術等に関する技術、製品及び設備
カーボンリサイクル技術によるCO ₂ の原燃料化等	人工光合成を用いた基幹化学品の製造、炭素再資源化による機能性化学品製造、メタネーション技術、CO ₂ を原料とするセメント・CO ₂ 吸収型コンクリートの製造等に関する技術、製品及び設備
最先端の温室効果ガス削減技術の活用	発電効率の高い次世代業務・産業・家庭用燃料電池、工場等において生じる未利用熱エネルギーの削減・回収・再利用、温室効果の極めて低いグリーン冷媒やその利用機器等に関する技術、製品及び設備

※表中の技術、製品及び設備は、代表的なものを例示として列挙するものであり、国が策定した「革新的環境イノベーション戦略」の内容などを参照の上、交付要綱の趣旨に沿って判断します。

令和8年度 堺市都心地域産業拠点強化補助金のご案内

企業（法人・個人事業者）等が、本市の指定する地域（都心地域）へ事業所開設を行う費用の一部を補助します



1 対象業種

大分類	中分類
E 製造業	全ての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等に係る電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	全ての業種
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（その他専門サービス業を除く。）、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）
O 教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教養・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。）
R サービス業（他に分類されないもの）	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業（コールセンター業、警備業等。）

※S-Cube 企業については、業種は問わない。

2 補助対象者・要件等

(1)

- ①都心地域に事業所等を設置する市外企業
- ②市内に本社以外の事業所等を既に設置している市内企業であって、その本社又は本社機能を市外から都心地域に移転する市内企業
- ③都心地域に初めて事業所等を新設する外資系企業及び外国公務の事務所
- ④都心地域に事業所等を拡張する市内企業
- ⑤都心地域に事業所等を新設する創業者

①～⑤のうち、以下を満たしているもの

- 当該事業所等において常時勤務する従業員の合計が5人以上であり、事業所の床面積が50㎡以上の規模であること。
- 国税若しくは市税について、正当な事由なく続けて期限後申告若しくは期限後納付をしていないこと。

※以下の補助金のいずれかを受けた事業所等が都心地域へ移転する場合は、事業所等の面積かつ常時勤務する従業員数の合計が増加を伴うものであること。

- 堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金
(旧・中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金)
- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金
- 堺市インキュベーション施設入居者補助金

(2) 堺市及びS-Cube等が実施する下記事業に参加する法人、個人

- ・アクセラレーションプログラム
- ・スタートアップ実証推進事業
- ・U30 起業家輩出プログラム SIP
- ・起業家育成キャンパス
- ・社会的インパクト創出につながるアクセラレーション事業
- ・堺市またはS-Cubeが主催、共催、後援名義をする創業ビジネスコンテスト
(ファイナリスト以上の成績)

3 補助内容

予算の範囲内で、立地後3年間の賃料の30%を補助(500万円限度)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
事業所等を賃借した者	事業所等賃借料 (共益費・敷金・礼金その他これらに類するものを除く。)	30/100 なお、本社機能移転特例または外資系企業特例に該当する場合は、各10/100を加算することができる。	補助期間の全期間合計で5,000,000円 なお、本社機能移転特例に該当する場合は、補助期間の全期間合計で15,000,000円とする。	補助事業に係る事業所等における事業開始のときから起算して36月間

4 特例制度

下記の①②のいずれかの要件を満たす場合には、補助率に各10%の加算を行います。①の補助限度額は1,500万円、②の補助限度額は500万円。

[①本社機能移転 ②外資系企業]

5 対象地域

- (1) 市之町西1丁から3丁まで、市之町東1丁から6丁まで、戎島町2丁から4丁まで、戎之町西1丁及び2丁、戎之町東1丁及び2丁、大町西1丁から3丁まで、大町東1丁から4丁まで、翁橋町1丁及び2丁、甲斐町西1丁から3丁まで、甲斐町東1丁から6丁まで、北瓦町1丁及び2丁、北花田口町1丁から3丁まで、櫛屋町東1丁及び2丁、熊野町西1丁から3丁まで、栄橋町1丁及び2丁、宿院町西1丁から4丁まで、宿院町東1丁から4丁まで、新町、住吉橋町1丁及び2丁、中瓦町1丁及び2丁、南瓦町、南花田口町1丁及び2丁並びに竜神橋町1丁及び2丁の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する近隣商業地域、同条第10項に規定する商業地域又は同条第11項に規定する準工業地域に該当する区域
- (2) 一条通、大浜北町3丁及び4丁、北安井町、熊野町東1丁から4丁まで、中安井町3丁、三国ヶ丘御幸通及び南向陽町1丁及び2丁の区域のうち、都市計画法第9条第10項に規定する商業地域に該当する区域



※黒い枠線で囲まれた区域（詳細はお問い合わせください。）

6 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

7 申請必要書類

●資格認定申請

賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市都心地域産業拠点強化補助資格認定申請書（様式第 1 号）
- ② 資格確認依頼書（様式第 2 号）
- ③ 計画概要書（様式第 3 号）
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る）
- ⑥ 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る）
- ⑦ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る）
- ⑧ 過去 2 年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立 2 期未満の者は経過年分）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

●補助金交付申請

補助資格の認定を受けた場合、事業所等を開設した日又は補助資格認定日から起算して 30 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市都心地域産業拠点強化補助金交付申請書（様式第 7 号）
- ② 収支予算書（様式第 8 号）
- ③ 堺市都心地域産業拠点強化補助資格認定通知書（様式第 4 号）の写し
- ④ 法人設立・設置申告書又はこれに類する書類の写し（個人事業主の場合、所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書の写し又はこれに類する書類の写し）
- ⑤ 従業者数が確認できる書類（雇用保険資格取得等確認通知書の写し等）
- ⑥ 直近の確定申告書（控え）の写し（確定申告が必要なものに限る）
- ⑦ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類（納付日が確認できること）の写し又は非課税であることを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類

補助金の申請書の配布、申請先は以下の通りです。
また補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部産業成長推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 (TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816)

Mail: sanseisui@city.sakai.lg.jp

令和8年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (賃料補助制度)



堺市では、中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等の定着を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、本市の指定する地域に立地するオフィスビル等へのICT関連企業やスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等が事業所等の開設を行う場合、対象経費の一部を補助します。

1 対象者

事業所等を新たに賃借し、外部からの資金調達又は雇用があるもののうち、(1)または(2)を満たすもの

(1)堺市及び S-Cube 等が実施する下記事業に参加する法人、個人

- ・アクセラレーションプログラム ・スタートアップ実証推進事業
- ・U30 起業家輩出プログラム SIP ・起業家育成キャンパス
- ・社会的インパクト創出につながるアクセラレーション事業
- ・堺市または S-Cube が主催、共催、後援名義をする創業ビジネスコンテスト（ファイナリスト以上の成績）

(2)事業所等を開設する企業等のうち、当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業等

- ① ICT 関連企業
- ② 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業、個人
- ③ 法人設立後 10 年以内であり、3 期前から売上高が 1,000 万円を超えているスタートアップ企業
- ④ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

なお、以下(a)(b)の補助金を受けた事業所等が当該地域へ移転する場合は、拡張（事業所等の床面積の増加かつ常時勤務する従業者数の増加）を伴うものを対象とします。

- (a)堺市都心地域産業拠点強化補助金 (b)堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金
- (c)堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

2 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曾根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以東の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域
(詳細はお問合せください。)

4 補助対象経費・補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金、消費税等を除く。）	補助対象経費×30%	500万円	事業所等開設から起算して36月間

※30歳未満の個人、30歳未満の方が代表を務める企業は、「補助対象経費×50%」とします。

※上記に関わらず、以下の補助金のいずれかを受けた者の補助率は「補助対象経費×30%」で、複数回受けた者は対象外とします。

- 堺市都心地域産業拠点強化補助金（都心地域業務系機能集積促進事業補助金）

- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金（泉北ニュータウン事業所集積促進事業補助金）
- 堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

5 補助金資格認定申請必要書類

認定申請期日	添付書類
賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内	(ア) 補助資格認定申請書（様式第 1 号） (イ) 資格確認依頼書（様式第 2 号） (ウ) 計画概要書（様式第 3 号） (エ) 賃貸借契約書の写し (オ) 定款の写し (カ) 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し (キ) 過去 2 年分（1(2)イ③に該当する者は過去 3 年分）の決算報告書 又はこれに類する書類の写し（設立 2 期末満の者は経過年分） (ク) 資金調達、または雇用を確認する書類 (ケ) （個人の場合）開業・廃業等届出書の写し (コ) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 産業成長推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 7 階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL:sanseisui@city.sakai.lg.jp

令和8年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備)



堺市では、中百舌鳥駅周辺区域のうち、本市の指定する地域に、スタートアップ企業等のビジネス活動のためのフレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース、モバイルワークオフィススペース及びサービスオフィススペース等の一時使用賃借またはサービス利用の形態のオフィス）やスモールオフィス(床面積が50㎡未満のオフィスで個別空調が整備されたもの)の開設を支援します。中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、対象経費の一部を補助いたします。

1 対象者

- (1) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者
- (2) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者
- (3) 対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者
- (4) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者

※ **取得**とは、新設、増設、建替え又は購入により調達することをいいます。

2 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曾根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以东の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域
(詳細はお問合せください。)

4 事業の継続義務

補助金の交付を受けた後、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスでの事業を開始した日から10年を経過する日まで、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスの用に供する床面積を維持していただく必要があります。

(継続義務期間内にフレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスを廃止し、又は別の用途で使用する目的で改築などを行い、明らかに補助対象部分の床面積が縮小していると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。また、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求める場合があります。)

5 補助対象経費・補助内容等

・1 (1) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金等を除く。）	補助対象経費×30%	1,000万円	事業開始の時から起算して36月間
新たに開設するフレキシブルオフィスに必要な建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%		開設時1回限り

・1 (2) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
フレキシブルオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

・1 (3) に該当する方（賃貸オフィス等の建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスに整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

・1 (4) に該当する方（スモールオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税は除く。

6 補助金資格認定申請必要書類

区分	認定申請期日	添付書類
1 (1) 又は 1 (3) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを賃 借により整備する 者）	賃貸借契約を締 結した日の翌日 から起算して6 0日以内	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 賃貸借契約書の写し (6) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (7) 建物の平面図及び配置図 (8) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (9) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (10) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2 期末満の者は経過年分） (11) その他市長が必要と認める書類
1 (2) 又は 1 (4) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを取 得により整備する 者）	建築基準法 （昭和25年 法律第201 号）第6条第 1項に規定する 建築確認済証 の交付の日、又 は当該建築の取 得に係る契約締 結日	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (6) 建物の平面図及び配置図 (7) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (8) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (9) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2期 未満の者は経過年分） (10) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 産業成長推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: sanseisui@city.sakai.lg.jp

令和 8 年度 堺市泉ヶ丘地域次世代 ヘルスケアビジネス等集積促進補助金のご案内



堺市では、泉ヶ丘駅周辺区域のうち、本市の指定する地域において、次世代ヘルスケアビジネス等を行う企業（法人、有限責任事業組合）が事業所等の開設を行う場合、対象経費の一部を補助いたします。

1 対象者

事業所等を開設する者のうち、次の全ての要件に該当する者

- ①床面積の合計が50平方メートル以上の事業所等を新たに賃借した企業
- ②常時勤務する従業員の合計が5名以上である企業
- ③当該事業所等にて、以下のいずれかの事業を実施する企業
 - ㊦医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊧介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊨健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業
 - ㊩AI、ビッグデータ、IoT等の高度なデジタル技術若しくはロボットを活用した製品又はサービスを提供する事業
 - ㊪産業分類項目表に掲げる大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業及び40インターネット附随サービス業に該当する事業
 - ㊫燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギーその他新エネルギーに関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊬環境への負荷低減及び環境改善に資する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊭航空機、リアモーターカー、ドローン、電気自動車、燃料電池自動車、自動運転車その他次世代輸送用機器に関する製品又はサービスを提供する事業

- ㊦宇宙開発に関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊧建築物等の耐震化、防災対策その他防災(減災を含む。)に関する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊨災害時の情報提供又は情報収集に関する製品又はサービスを提供する事業
- ※上記のうち、商業施設（遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設）病院、福祉施設その他これらに類する事業は除きます。

2 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 補助対象経費・補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金その他これらに類するものを除く。）	補助対象経費×30%	5,000,000円	補助事業に係る事業所等における事業開始をしたときから起算して36月間

4 特例制度

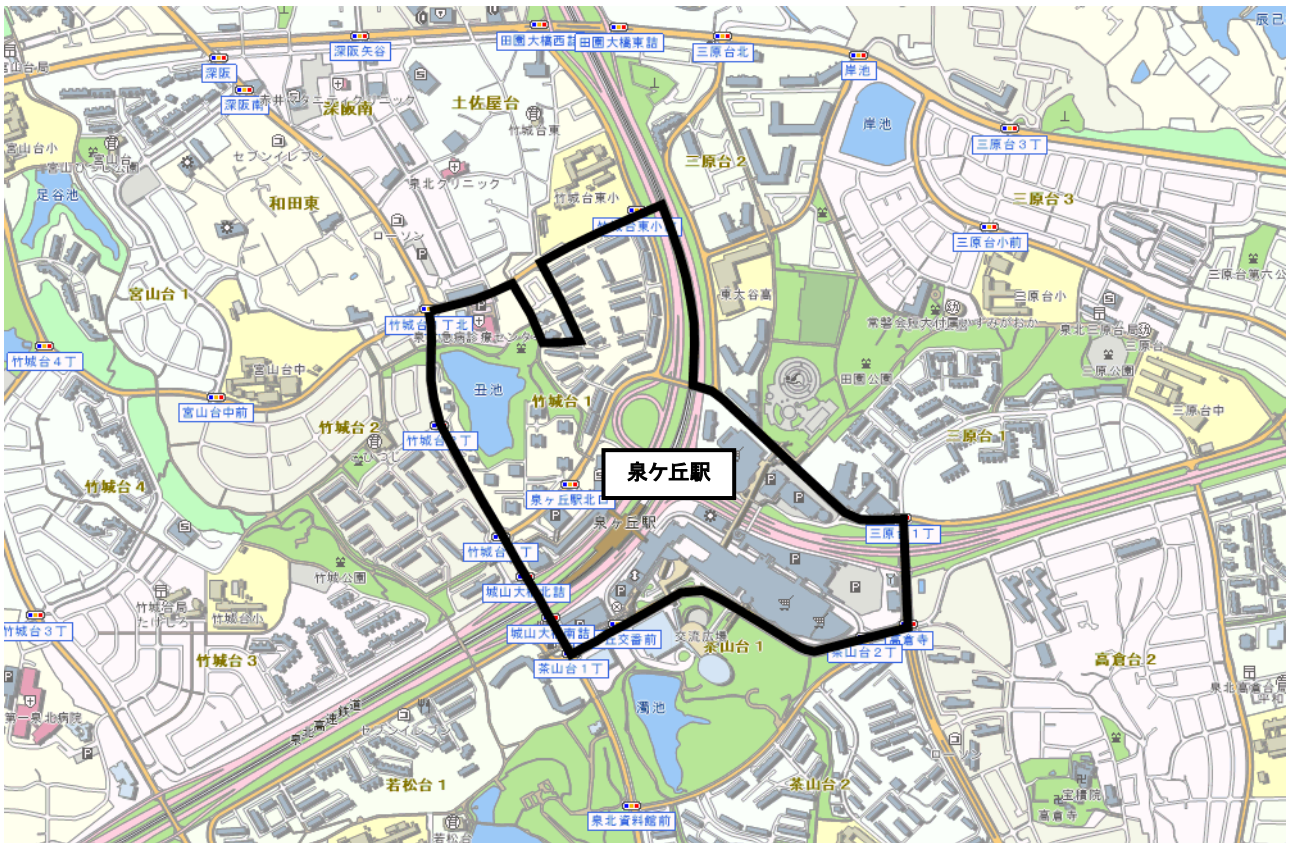
下記の①②のいずれかに該当する場合には、補助率に各10%の加算を行います。

①の補助限度額は1,500万円、②の補助限度額は500万円。

〔①本社機能移転 ②外資系企業〕

5 対象地域

竹城台1丁、茶山台1丁（堺市道茶山台30号線以北の区域に限る。）及び三原台1丁のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する商業地域に該当する区域。



※黒い枠線で囲まれた区域（詳細はお問合せください。）

6 申請必要書類

●資格認定申請

賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助資格認定申請書(様式第 1 号)
- ② 資格確認依頼書 (様式第 2 号)
- ③ 計画概要書(様式第 3 号)
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 定款の写し
- ⑥ 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書 of 写し
- ⑦ 過去 2 年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し (設立 2 期末満の者は経過年分)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

●補助金交付申請

補助資格の認定を受けた場合、事業所等を開設した日又は補助資格認定日から起算して 30 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助金交付申請書 (様式第 7 号)
- ② 収支予算書 (様式第 8 号)

- ③ 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス等集積促進補助資格認定通知書(様式第 4 号)の写し
- ④ 法人設立・設置申告書又はこれに類する書類の写し
- ⑤ 従業者数が確認できる書類（雇用保険資格取得等確認通知書の写し等）
- ⑥ 直近の確定申告書（控え）の写し（有限責任事業組合を除く。）
- ⑦ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類（納付日が確認できること。）の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

補助金の申請書の配布、申請先は以下のとおりです。

補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 産業成長推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 7 階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: sanseisui@city.sakai.lg.jp

堺市賃貸オフィスビル設置促進補助金

堺市では、都市拠点（都心地域・中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域）において賃貸オフィスビルの設置を支援することで、魅力あるオフィスの供給を促し、業務機能の集積を促進することにより、都市魅力の向上及び雇用の創出を図り、本市産業の振興に資することを目的として、「堺市賃貸オフィスビル設置促進補助金」を実施しています。堺市内で賃貸オフィスビル設置をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

次の全ての要件に該当する者

- ① 対象区域において賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行う者であること。
- ② 賃貸オフィスビルの延床面積が、都心地域においては 3,000 m²以上、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域においては 1,500 m²以上であること。
- ③ 賃貸オフィス等の用に供する目的で設計された部分の床面積（以下「対象床面積」という。）の合計が、賃貸オフィスビルの延床面積の 2 分の 1 以上であること。（ただし、対象床面積の合計が 1,500 m²以上である場合は、この限りでない。）
- ④ 賃貸オフィスビルの 1 階層当たりの床面積が 300 m²以上であること。
- ⑤ 対象となる賃貸オフィスビルに関して、「堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金」の補助を受けていないこと。

※賃貸オフィス等…次のいずれかに該当する部分

- ⑦ 会社等の事務所又は研究所として賃貸する部分（住家、商業施設、病院、福祉施設等を除く。）
- ⑧ フレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース等）、貸会議室、カンファレンスルーム、イベント・セミナースペース又は展示・実証スペースとして使用又は賃貸する部分

対象区域

- 都心地域 ● 中百舌鳥地域 ● 泉ヶ丘地域

補助内容

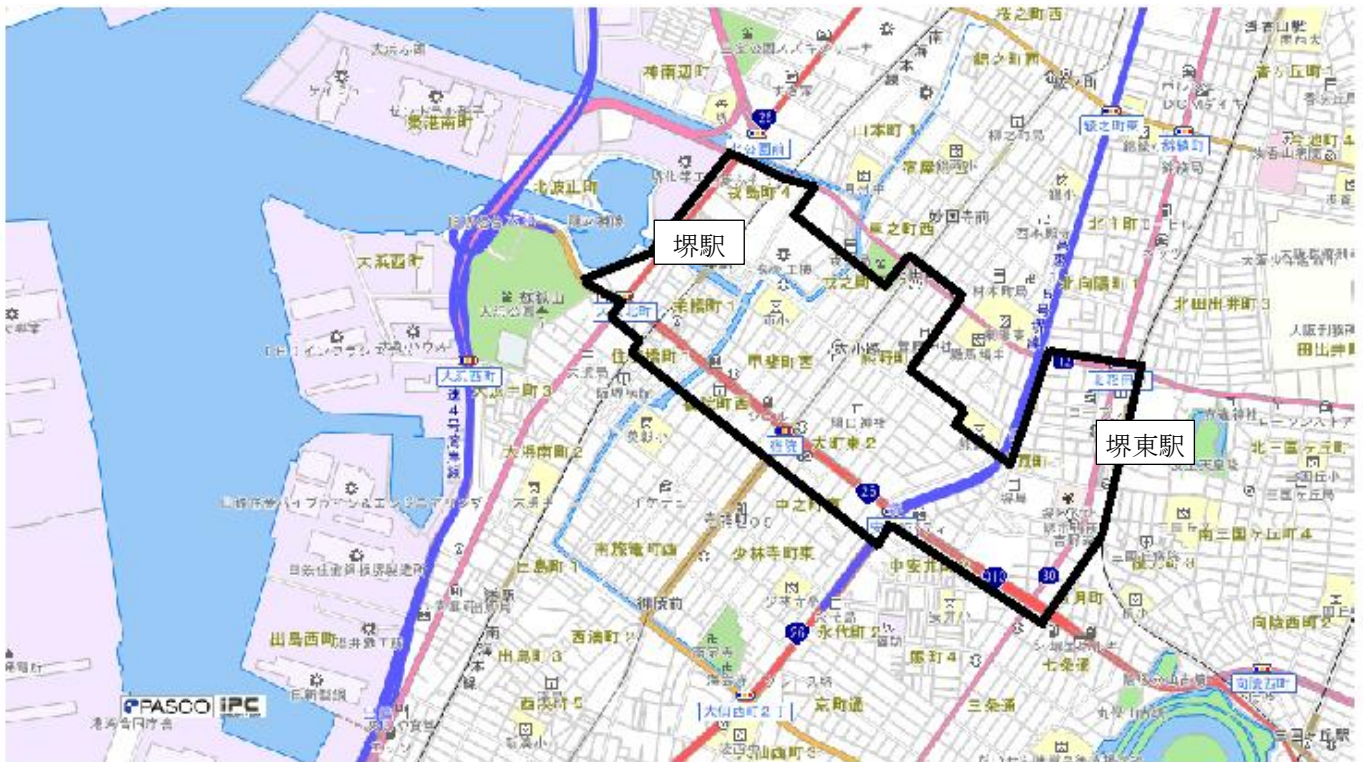
- 補助対象経費×10%以内（上限額 2 億円）

《補助対象経費》

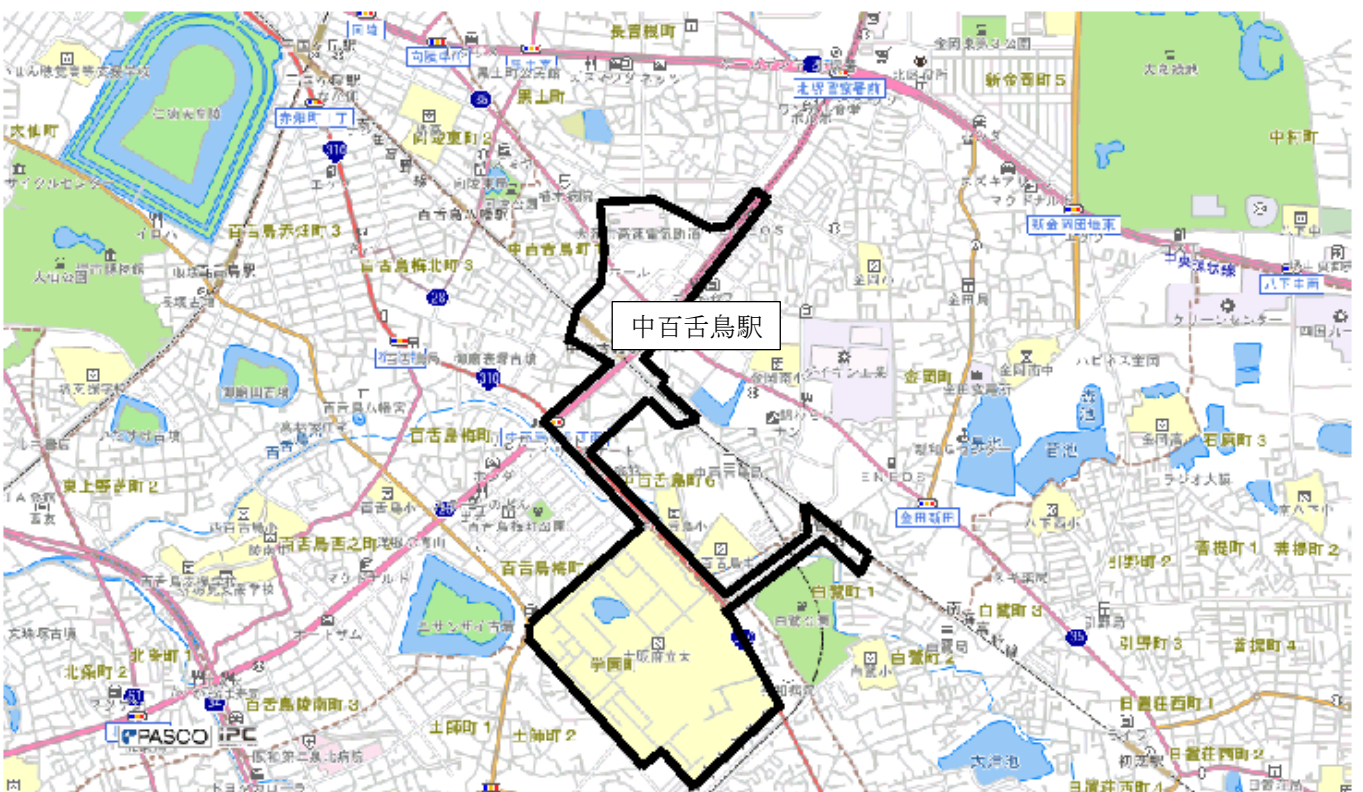
賃貸オフィスビルを新築し、又は建替えを行うために要する経費のうち、建物の取得、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用（※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）
（※賃貸オフィス等以外の用途に供する部分に係る経費を除く。）
（※国及び他の地方公共団体等の補助金の対象となる経費を除く。）

対象区域図

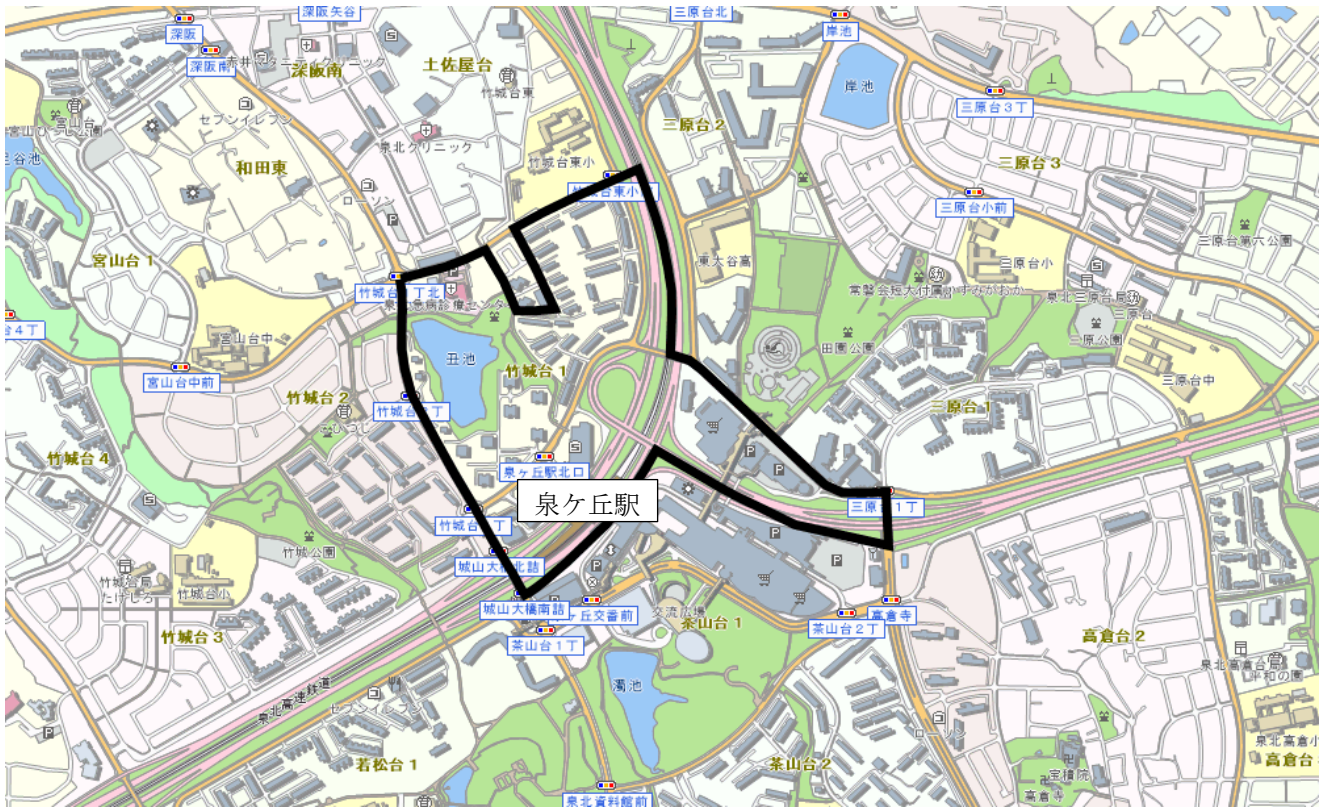
●都心地域における対象区域



●中百舌鳥地域における対象区域



●泉ヶ丘地域における対象区域

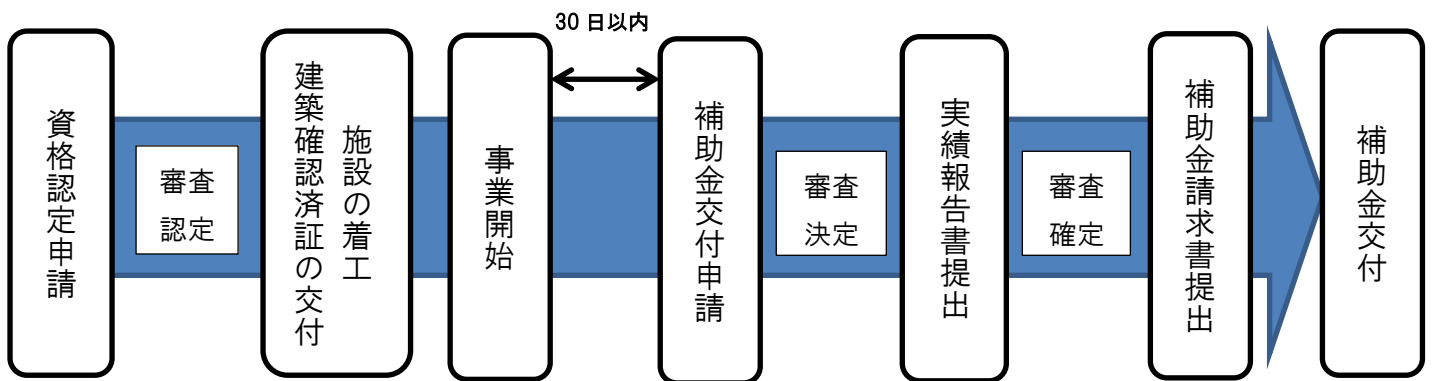


申請手続き

<資格認定申請の期限>

●建築確認済証の交付の日

<手続きの流れ>



(注) 補助事業者は、補助事業開始日から10年を経過する日までの期間は、賃貸オフィスビルにおいて、対象床面積を維持する必要があります。

<申請必要書類>

- ① 堺市賃貸オフィスビル設置促進補助金交付資格認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号。法人に限る）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（個人にあっては、事業概要書及び発行後3か月以内の住民票の写し）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し（個人にあっては、これに相当する書類）
- ⑥ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑦ 建物、償却資産の取得に係る見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び事業所の配置図
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

<交付申請の期限>

事業を開始した日から起算して30日以内



補助金 HP

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

（市役所までの交通経路は堺市ホームページをご覧ください。）

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/access.html>